

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育講習会が開催されました

2019年2月1日施工の労働安全衛生規則の改正により、墜落の危険性のある作業のうち、特に危険性の高い業務を行う労働者は、特別教育を受講することが義務付けられています。

開催日：令和7年10月22日（水）

会 場：石川県地場産業振興センター 第2研修室

受講者：17名

